

令和4年12月23日開催

厚生常任委員会資料【所管事務調査】

上越市第3次地域福祉計画の策定について

上越市第3次地域福祉計画（案）

・・・・・・・・ 資料1

上越市第 3 次地域福祉計画 (案)

令和 5 年 3 月

はじめに

作成中

令和5年3月

上越市長 中川 幹太

第1章 策定に当たって	P 1
1 計画策定の趣旨	P 1
2 計画の位置付け	P 2
3 計画策定の体制	P 3
4 計画期間	P 3
5 計画における実施主体ごとの主な役割等	P 4
第2章 上越市の状況	P 5
1 人口・世帯数の推移と推計	P 5
2 児童数の推移と推計	P 6
3 高齢者人口等の推移と推計	P 7
4 障害のある人の状況	P 9
5 生活保護の状況	P 10
6 地域における包括的な支援事例	P 11
第3章 基本理念と基本施策の体系	P 12
1 基本理念（当市における地域福祉の将来像）	P 12
2 基本目標	P 13
3 基本施策の体系	P 14

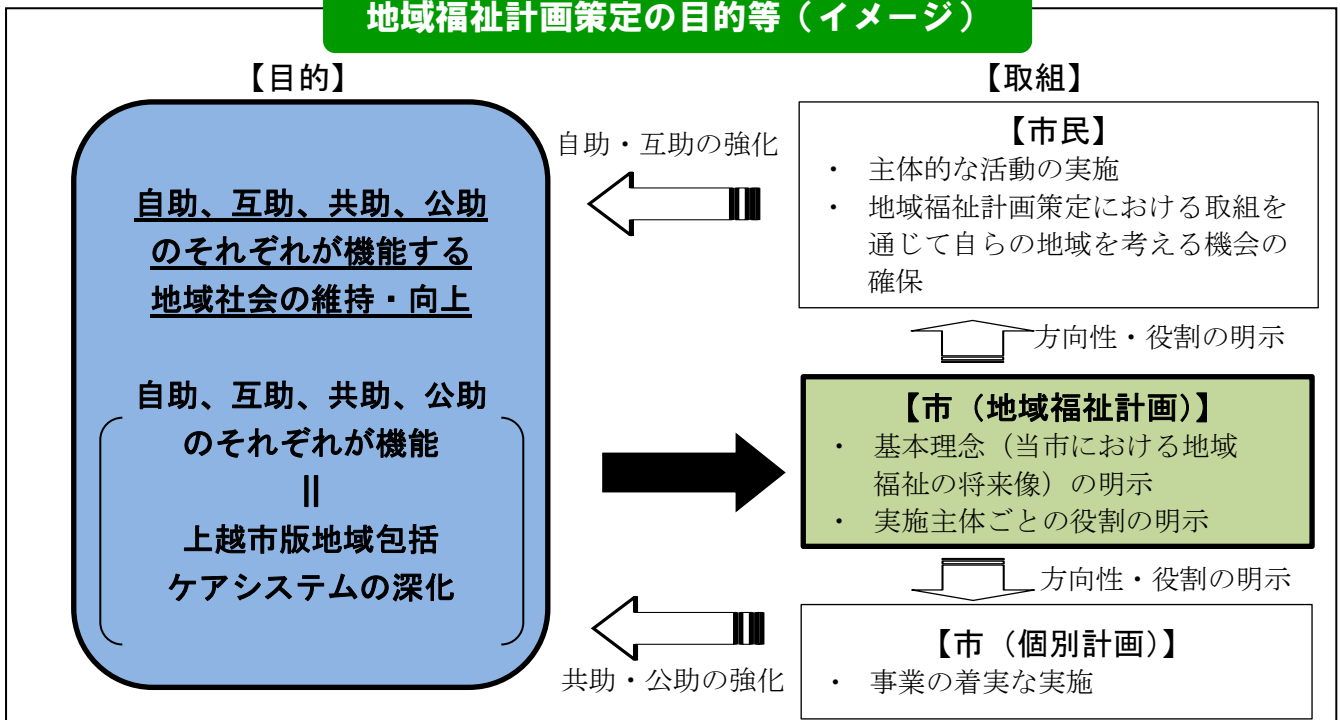
第4章 基本施策の展開	P 15
1 「基本目標 1」の達成に向けた基本施策	P 15
2 「基本目標 2」の達成に向けた基本施策	P 25
3 「基本目標 3」の達成に向けた基本施策	P 30
第5章 計画の推進に当たって	P 35
1 計画の進捗管理	P 35
2 進捗管理体制	P 35
3 次期計画の策定体制について	P 35
第6章 上越市版地域包括ケアシステムについて	P 36
1 上越市版地域包括ケアシステムの概要	P 36
2 上越市版地域包括ケアシステムにおける5つの構成要素	P 36
3 目指すべき状態	P 36
(参考) 市が実施している支援等(例)(令和4年12月現在)	P 38
(巻末資料)	P 39
1 上越市地域福祉計画策定委員会設置要綱	P 39
2 上越市地域福祉計画策定委員名簿	P 41
3 上越市地域福祉計画策定委員会における検討経緯	P 42

第1章 策定に当たって

1 計画策定の趣旨

- 当市は「第7次総合計画」の将来都市像に「暮らしやすく、希望あふれるまち上越」を掲げ、まちの多彩な魅力や人々の共助の精神を身近に感じる中で、誰もが自らの生き方、暮らし方、働き方に安心感や満足感を実感できるよう、市民の暮らしの質を着実に高めていくための様々な取組を推進しています。
- 人口減少と少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害の頻発化・激甚化、デジタル化の進展など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。
- このように目まぐるしく変化する社会情勢の中、将来都市像の実現にあたっては、行政等による「公助、共助」、市民や地域による「自助、互助」のそれぞれが機能する地域社会の維持・向上に取り組んでいくことが重要となっています。
- こうした認識の下、市では、高齢者に加え、障害のある人、子ども、子育て中の人など、誰もが住み慣れた地域ですこやかに暮らしていくことができる地域を目指し、「上越市版地域包括ケアシステム」の深化を図ってきています。
- 地域福祉計画は、自助、互助、共助、公助それぞれが機能する地域社会の実現に向け、これらの主体的な活動が円滑に行われるよう、当市における地域福祉の将来像や実施主体ごとの役割を示し、第7次総合計画で掲げる「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」を目指すものです。

地域福祉計画策定の目的等（イメージ）



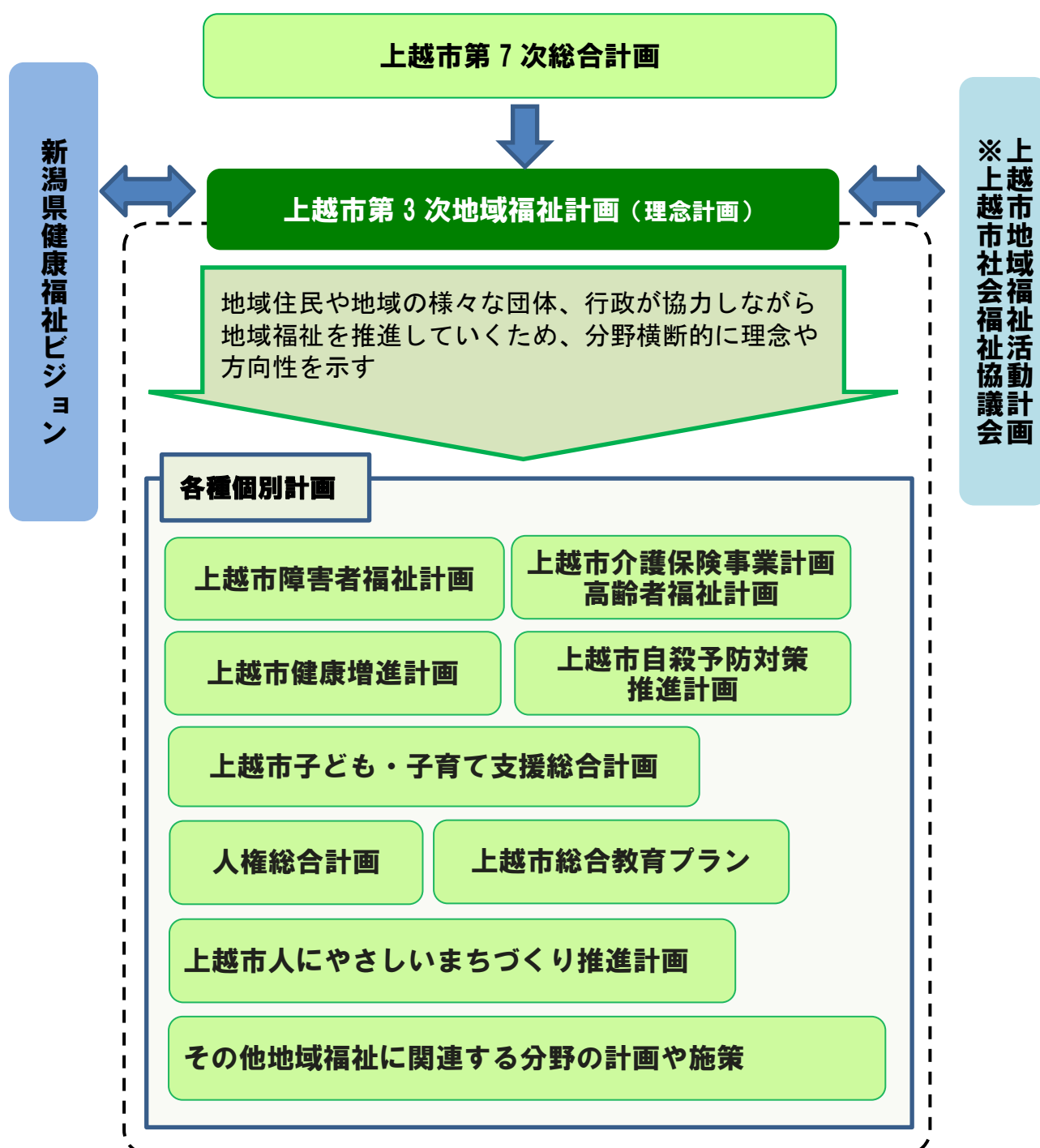
（本計画における「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の定義）

- 自助：自ら働いて、又は自らの年金収入等により、生活を支え、健康維持のため健診を受けるなど自発的に自身の生活課題を解決すること
- 互助：近隣の助け合いやボランティア等
- 共助：医療保険制度・介護保険制度のような制度化されたもの
- 公助：自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等

2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が策定する市町村地域福祉計画です。市政運営の最上位計画である「上越市第 7 次総合計画」並びに「新潟県健康福祉ビジョン」、「上越市地域福祉活動計画」との整合を図りながら、「上越市健康増進計画」や「上越市障害者福祉計画」など、当市の健康福祉に関連する各種計画を包含するとともに、福祉関係施策を総合的に推進するための理念計画として位置付けるものです。

【各計画の関係性（イメージ）】



3 計画策定の体制

本計画の策定に当たり、学識経験者、公募による市民、福祉団体・福祉事業関係者、医療関係者、その他諸団体の関係者、教育関係者、関係行政機関の職員で構成する「上越市地域福祉計画策定委員会」を設置し、議論を進めるとともに、市の関係部署と検討・調整を行いました。

4 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とし、令和7年度に次期計画策定のための見直しを行います。

なお、必要に応じて計画期間中であっても、見直しを行います。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
上越市総合計画	第5次総合計画 (平成19年度～平成26年度)			第6次総合計画 (平成27年度～令和4年度)							第7次総合計画 (令和5年度～令和12年度)				
地域福祉に関する計画等	各種個別計画(上越市健康増進計画等) (平成24年度～平成30年度)						第2次地域福祉計画 (平成31年度～令和4年度)			第3次地域福祉計画 (令和5年度～令和8年度)					

5 計画における実施主体ごとの主な役割等

地域福祉の主体となる地域住民や関係機関、行政がそれぞれの特徴をいかしながら役割を果たし、地域福祉の推進に連携して取り組んでいくことが重要です。

(1) 市

区分	主な役割
市	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関わる人材の確保・育成や福祉サービスの基盤整備を進めること。 市民が困り事がある場合のほか、児童・障害者・高齢者の虐待などを発見した場合に早期に適切な支援を行うこと。 近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求めることができるよう、広報上越などの媒体やすこやかサロンなどの機会を通じて、市民意識の向上を図ること。 地域住民の福祉に対するニーズや課題を的確に把握しながら、関係機関と連携し、地域の実情に応じた地域福祉活動の企画や実施に取り組むこと。 地域福祉計画等に基づき、計画的な地域福祉の推進を図ること。

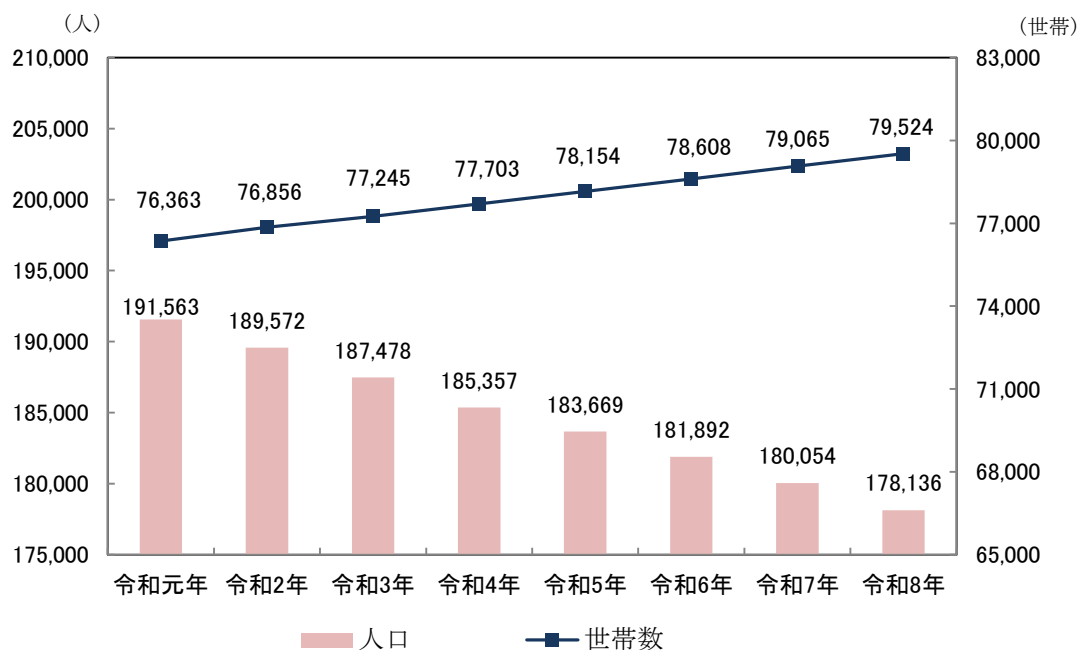
(2) 主な関係機関

区分	期待される主な役割
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> サービスの受け手としてだけでなく、自らが地域福祉等の担い手という意識を持ち、ボランティアや町内会活動等に積極的に参加すること。 日頃からの近所付き合いなどを通じて、困りごとを抱えている人を発見し、必要に応じて民生委員・児童委員、主任児童委員や行政などにつなぐこと。
住民組織・ボランティア組織等	<ul style="list-style-type: none"> 地域における様々な活動を通じて、地域福祉の向上を図ること。 福祉活動に興味のある人の受け皿となり、その活動を通じて地域社会に積極的に参画すること。
町内会	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員、主任児童委員と連携しながら、住民と行政、関係機関のつなぎ役を担うこと。 自主防災組織（町内会等）が協力し、災害発生時には避難行動要支援者の支援を行うこと。
民生委員・児童委員、主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 住民の立場に立った相談・援助を通して地域福祉の推進を図ること。 住民と行政、関係機関のつなぎ役として、住民のニーズや課題を把握し、行政に対して必要な提言を行うこと。
学校等	<ul style="list-style-type: none"> 次代を担う子どもたちが福祉に触れる機会を増やし、他人を思いやり、支え合うという意識を育てることで、地域福祉活動に主体性を持って参画できる子どもを育む教育を推進すること。
福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令を遵守し、地域ニーズの把握に努め、利用者の立場に立った福祉サービスを提供するほか、専門技術や人的資源をいかし、福祉サービスの更なる質の向上を図ること。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地域において、住民に密着した地域福祉活動を推進する中心団体として、福祉活動への住民参加を呼び掛けるとともに、関係機関と連携して地域の個性をいかしたまちづくりを推進すること。 行政と連携を密にしながら、地域福祉活動計画に基づき、住民のニーズに応える質の高い福祉サービスを提供すること。
保護司会	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の健全育成や犯罪の未然防止、罪を犯した人の社会復帰に向けた支援などを通じて、犯罪のない安全・安心な地域社会の実現に向けた活動を進めること。

第2章 上越市の状況

1 人口・世帯数の推移と推計

- 当市の人口は、長期的に減少傾向が続いており、本計画が終了する令和8年には、約17万8千人となる見込みです。
- 当市全体の世帯数は、核家族化など家族の在り方の変化に伴い、増加傾向が続いており、今後もこの傾向は続くものと予想されます。



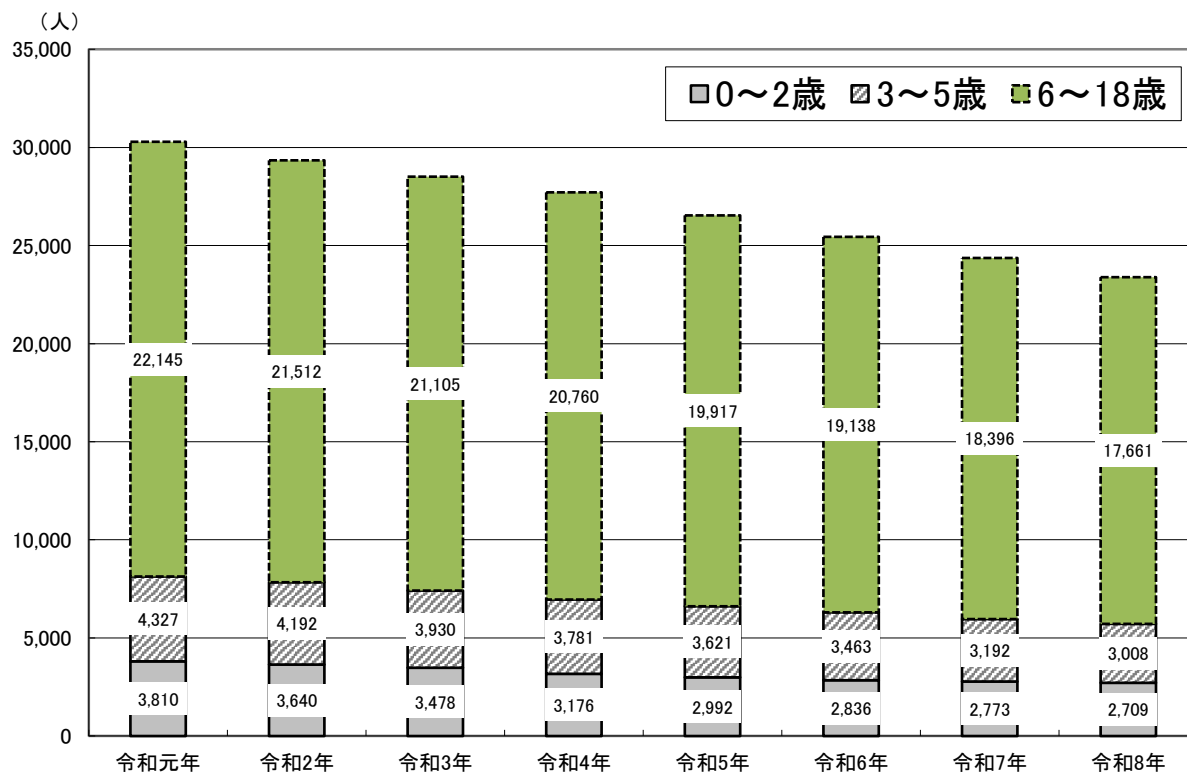
区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
人口	191,563	189,572	187,478	185,357	183,669	181,892	180,054	178,136
世帯数	76,363	76,856	77,245	77,703	78,154	78,608	79,065	79,524

※令和元年～令和4年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

※令和5年以降は、人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計。世帯数については、令和2年～令和4年の増加率を前年度の数値に乗じて推計（四捨五入）

2 児童数の推移と推計

- 当市においては少子化が進展しており、0～2歳、3～5歳、6～18歳のいずれの児童人口においても、年々減少傾向にあります。今後もこの傾向は続くものと見込んでいます。



区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	
児童人口 (0歳～18歳)	30,282	29,344	28,513	27,717	26,530	25,437	24,361	23,378	
前年比較増減		△ 768	△ 938	△ 831	△ 796	△ 1,187	△ 1,093	△ 1,076	△ 983
内訳	0歳～2歳	3,810	3,640	3,478	3,176	2,992	2,836	2,773	2,709
	3歳～5歳	4,327	4,192	3,930	3,781	3,621	3,463	3,192	3,008
	6歳～18歳	22,145	21,512	21,105	20,760	19,917	19,138	18,396	17,661

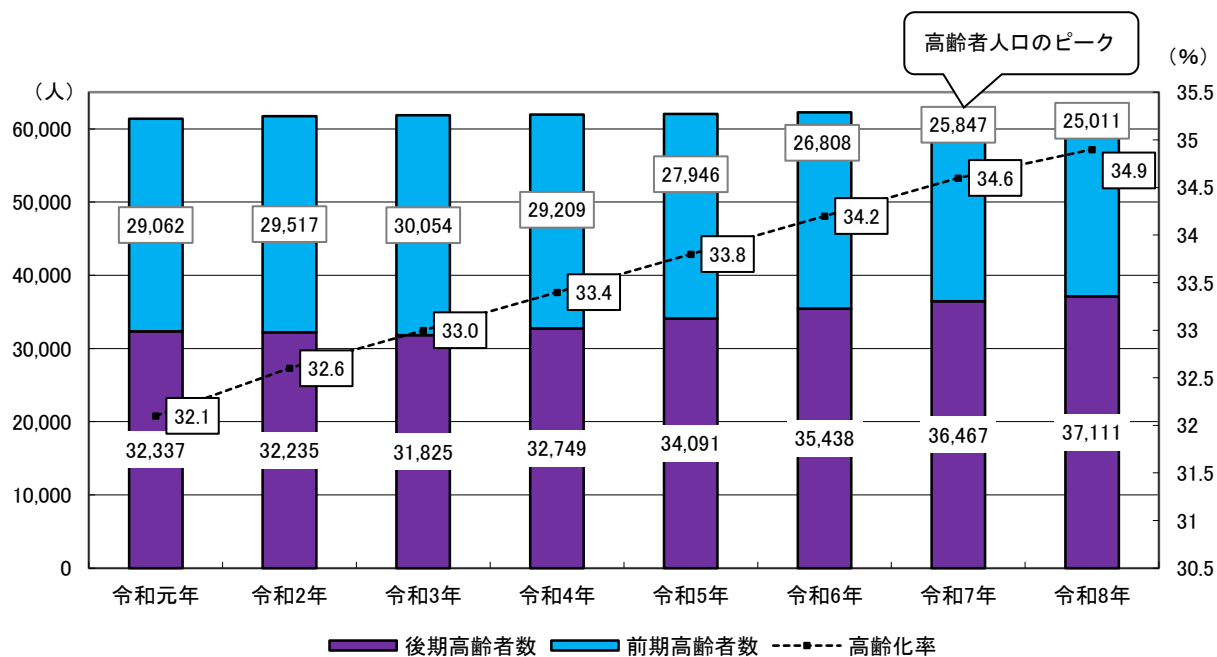
※令和元年～令和4年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

※令和5年以降は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計

3 高齢者人口等の推移と推計

(1) 高齢者人口の推移と推計

- 65歳以上の高齢者人口については、令和7年をピークに緩やかに減少するものと見込んでおりますが、75歳以上の後期高齢者人口については増加が続きます。
- 高齢化率は年々増加傾向にあり、今後も緩やかに進行するものと見込んでいます。



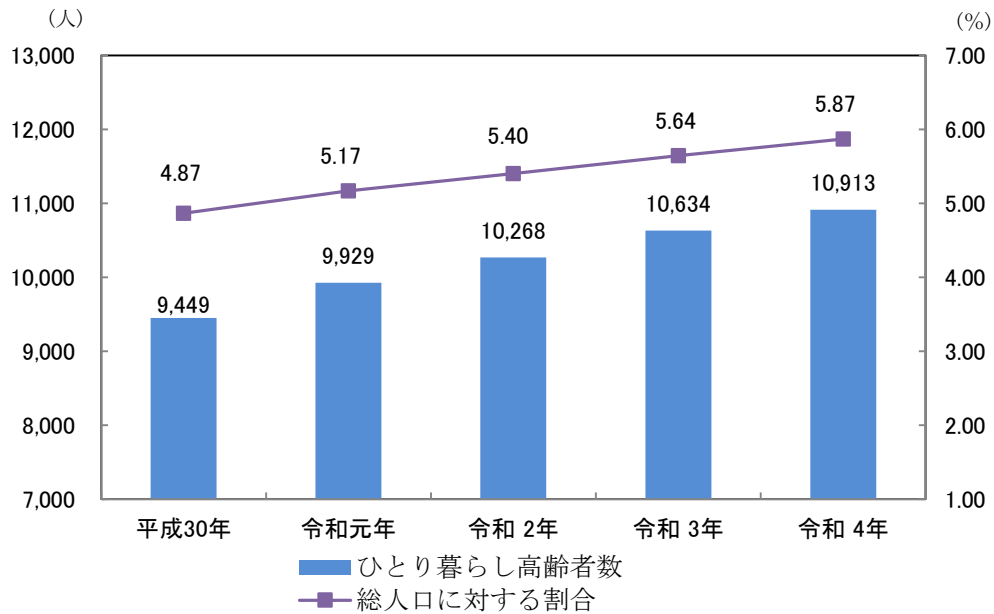
区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
総人口	191,563	189,572	187,478	185,357	183,669	181,892	180,054	178,136
高齢者人口	61,399	61,752	61,879	61,958	62,037	62,246	62,314	62,122
前期高齢者(65～74歳)	29,062	29,517	30,054	29,209	27,946	26,808	25,847	25,011
前年比較増減	29,062	455	537	△ 845	△ 1,263	△ 1,138	△ 961	△ 836
後期高齢者(75歳以上)	32,337	32,235	31,825	32,749	34,091	35,438	36,467	37,111
前年比較増減	32,337	△ 102	△ 410	924	1,342	1,347	1,029	644

※令和元年～令和4年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

※令和5年以降は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計

(2) ひとり暮らし高齢者数の推移

- 過去5年間を比較してみると、ひとり暮らし高齢者数は、年々増加傾向にあり、核家族化や少子高齢化などの事象も影響し、今後もこの傾向は続くものと予想されます。

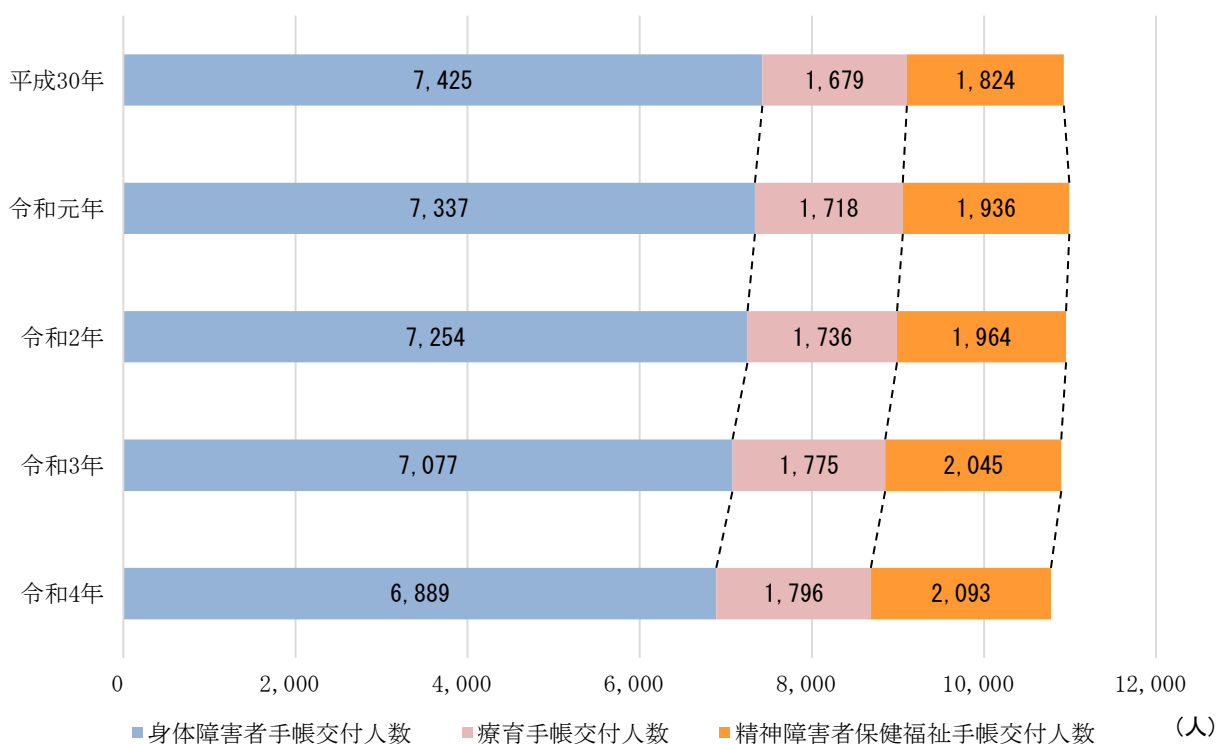


区分	ひとり暮らし 高齢者数 (人)	総人口 (人)	総人口に 対する割合 (%)
平成 30 年	9,449	194,132	4.87
令和 元年	9,929	192,068	5.17
令和 2 年	10,268	190,042	5.40
令和 3 年	10,634	188,382	5.64
令和 4 年	10,913	185,892	5.87

※各年 4 月 1 日現在

4 障害のある人の状況

- 過去5年間を比較してみると、当市の障害者手帳の所持者は、全体で見た場合、緩やかに減少しています。個別に見た場合、身体障害者手帳の所持者が減少傾向にあり、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。



(単位：人)

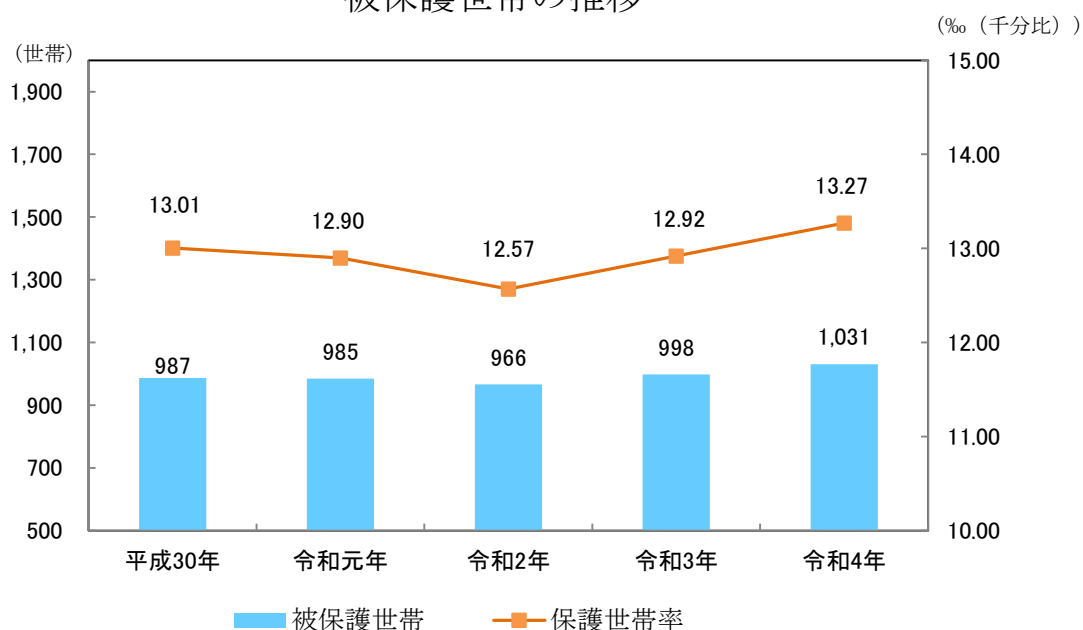
区分	身体障害者手帳交付人数	療育手帳交付人数	精神障害者保健福祉手帳交付人数	合計
平成30年	7,425	1,679	1,824	10,928
令和元年	7,337	1,718	1,936	10,991
令和2年	7,254	1,736	1,964	10,954
令和3年	7,077	1,775	2,045	10,897
令和4年	6,889	1,796	2,093	10,778

※各年4月1日現在

5 生活保護の状況

- 過去5年間を比較してみると、当市の被保護世帯数及び被保護人員は、令和2年に微減したものの、その後は増加傾向にあります。
- 保護世帯率は、当市の総世帯数が増加しているものの、上昇しています。

被保護世帯の推移



区分	被保護世帯		被保護人員		総世帯数 (世帯)	総人口 (人)
	世帯数	保護世帯率 (‰)	人員	保護率 (‰)		
平成30年	987	13.01	1,262	6.52	75,893	193,517
令和元年	985	12.90	1,282	6.69	76,363	191,563
令和2年	966	12.57	1,246	6.57	76,856	189,572
令和3年	998	12.92	1,285	6.85	77,245	187,478
令和4年	1,031	13.27	1,273	6.87	77,703	185,357

※数値は各年9月の実績数値。‰は千分比

※総世帯数と総人口は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

6 地域における包括的な支援事例

令和2年度から市内11の地域包括支援センターにおいて、これまでの高齢者からの相談に加え、「障害のある人、生活困窮や引きこもりの状態にある人」の相談にも対応する体制を整えました。地域における相談対応を通じ、複雑で多様な生活課題を抱える世帯が顕在化しています。支援にあたっては、地域住民や関係機関との連携とともに、孤立を防ぎ、社会的なつながりをつくる取組が欠かせなくなってきました。

事例	概要・主な生活課題	支援者	相談への対応と現在の状況
1	<p>○障害のある人に関する相談</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害がある中、病状が悪化し、地域において心配されていた事例 <p>【主な生活課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活リズムの乱れ 医療受診の中断 福祉サービス利用拒否 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター 民生委員・児童委員 近隣住民 医療機関 相談支援専門員 福祉サービス事業所 	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人との信頼関係づくりのため、地域包括支援センターで複数回の訪問を実施 地域住民を含めた支援者会議の開催など、支援ネットワークを構築 <p>【現在の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期受診や訪問看護、障害福祉サービスの利用につながっている。 地域住民や関係機関による声かけや見守りを行っている。
2	<p>○生活困窮に関する相談</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金収入はあるが、使い方の問題等で生活困窮していた事例 <p>【主な生活課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家賃や光熱水費の滞納 医療受診の中断 質屋貸付利用の常態化 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター 就労等支援準備事業委託事業者 	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> フードバンクによる食糧支援 セーフティネット事業の活用 生活相談・家計改善支援(滞納整理、家賃減免手続等) <p>【現在の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 滞納を分納にするなど、家計改善を進め、家計は安定している。 生活に対する意識の変化が見られたため、生活困窮ケースとしての対応は終了。継続的な見守り支援を行っている。
3	<p>○ひきこもりに関する相談</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学卒業後からひきこもるが、本人に困り感がなく、家族から相談につながった事例 <p>【主な生活課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外出をしない 生活リズムの乱れ 本人のニーズが不明 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター 民生委員・児童委員 	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な訪問や来所による家族面談を実施 <p>【現在の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族との面談を続け、本人と直接つながるタイミングを模索している。

第3章 基本理念と基本施策の体系

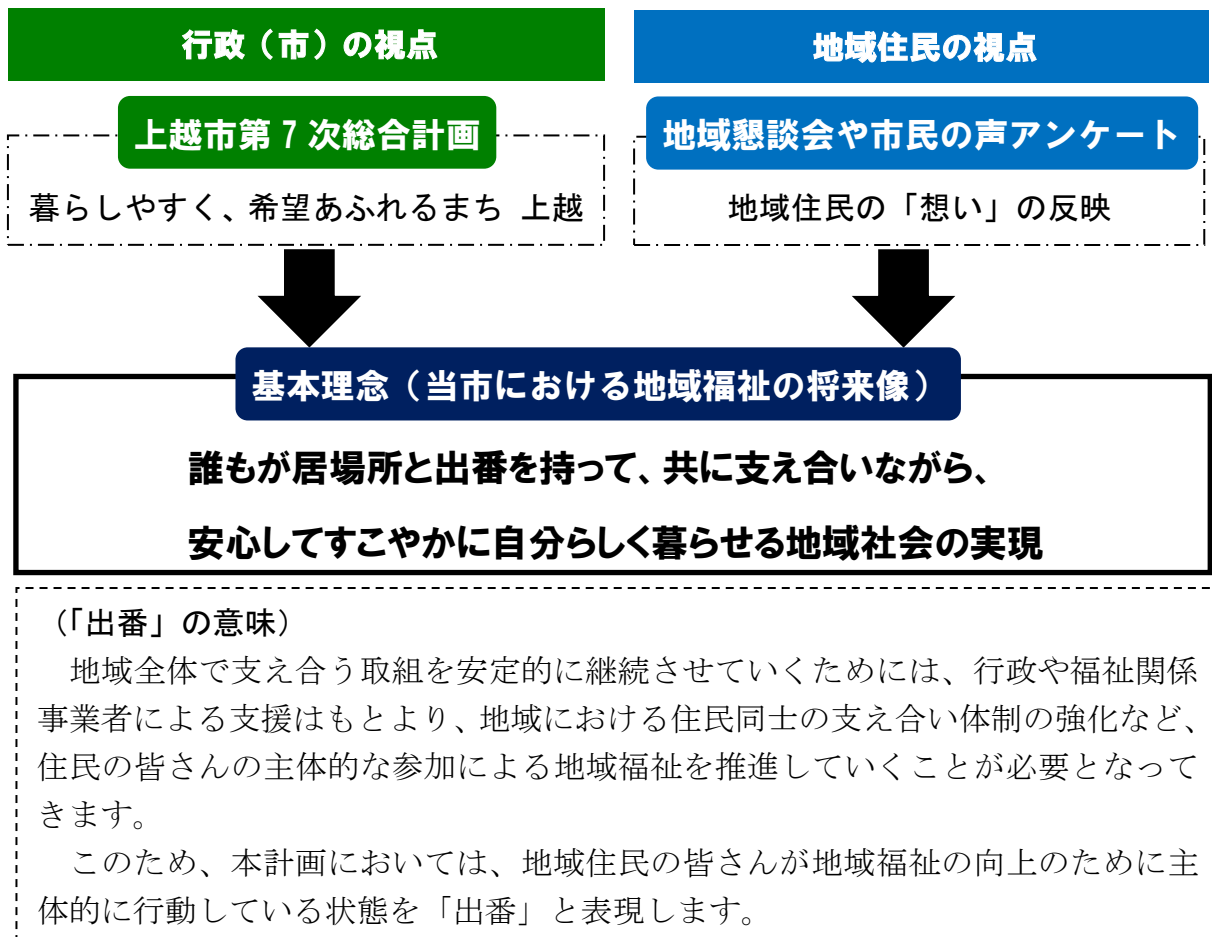
1 基本理念（当市における地域福祉の将来像）

上越市第7次総合計画においては、基本目標の1つに「支え合い、生き生きと暮らせるまち」を掲げ、地域社会における支え合いや助け合いによって、暮らしの安心感を高めるとともに、年齢や障害等の有無に関わらず、誰一人社会から孤立することなく、住み慣れた地域で心身ともに健康で、自分らしく生きがいを持って暮らすことができるまちづくりを目指し、取組を進めます。

第2次地域福祉計画においては、「誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに暮らせる地域社会の実現」を基本理念に掲げ、その実現に向けた取組として、上越市版地域包括ケアシステムの構築を進め、市内11か所に地域包括支援センターを設置し、高齢者を始め、障害のある人、生活困窮やひきこもりの状態にある人など問題を抱える方の地域における身近な相談窓口を整備しました。今後は、地域包括支援センター等の相談機関と地域の関係機関等が連携し、地域での見守り等を含めた重層的な支援体制の整備を進め、上越市版地域包括ケアシステムの深化を図っていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、基本理念については、第2次地域福祉計画の理念を踏襲することとし、上越市第7次総合計画と整合を図るとともに、各種施策の実施にあたっては、地域懇談会や市民の声アンケートで寄せられた地域住民の想いを反映させていくこととしました。

【基本理念のイメージ】



2 基本目標

基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標を設定します。

【基本目標 1】

一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します

人口減少や少子高齢化、家族の在り方の変化などに伴い、複雑で多様な生活課題を抱える人が増えてきており、悩みや問題を抱えた個人や家庭が社会から孤立してしまうことが懸念されます。

市では自ら声をあげられない人や困りごとを抱えている人の悩みに気づき、支援につなげていくための体制づくりや取組を充実させ、社会から孤立することがなく安心して暮らせる地域を目指すほか、誰もが身近な地域で、すこやかに自分らしく暮らせるよう、地域とのつながりを築くことができるイベントへの参加や健康づくりの推進に向けた自発的な取組などを促進します。

【基本目標 2】

一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくりを推進します

高齢化が進み、地域においては一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯が増加し、見守り・安否確認や買い物等といった困りごと等が発生しています。これらの困りごと等に気づき、解決につなげていくためには、日頃からご近所付き合いを行っている地域の皆さんとの連携が特に必要になってきます。

また、社会全体で支え合う取組を安定的に継続していくためには、住民一人ひとりが自らの地域に想いや関心を持ちながら、主体的に活動することが重要です。このような状況の中、上越市社会福祉協議会では地域福祉活動計画を策定し、地域毎に個別計画（地区地域福祉活動計画）を作成する取組を進め、地域福祉を推進しています。市や上越市社会福祉協議会、関係機関が協力しながら、地域における一人ひとりの出番を創出し、日常生活を送る中で、住民同士が支え合う関係を築けるようなまちづくりを目指します。

【基本目標 3】

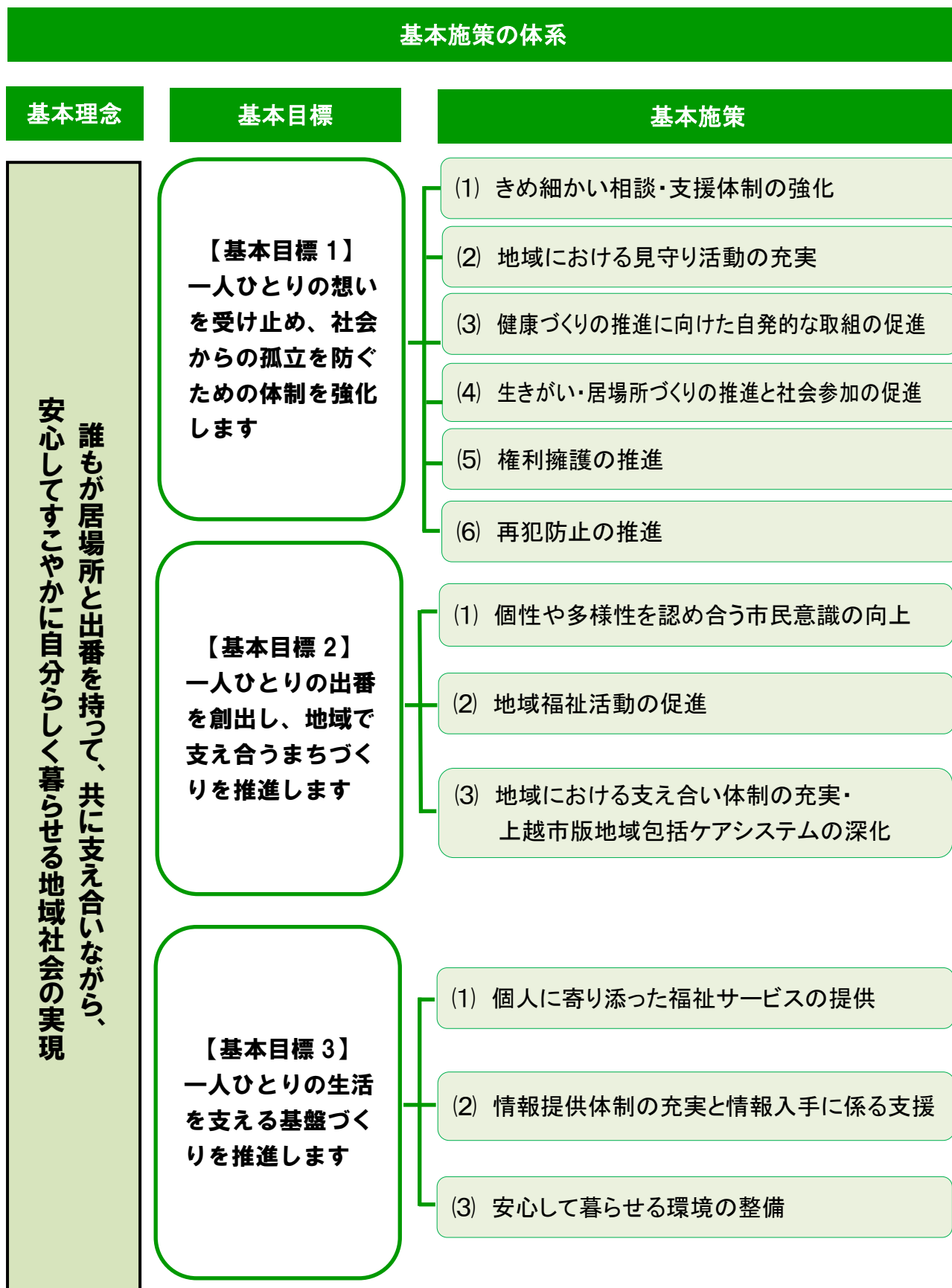
一人ひとりの生活を支える基盤づくりを推進します

個人の状況に応じ、必要とされる様々な福祉サービスを提供し、支援していくことにより、市民一人ひとりが安心してすこやかに暮らしていくための基盤を整えていきます。

また、災害時等の緊急時においても、安心した生活が送れるよう、拠点整備や受入れ体制づくりを推進していきます。

3 基本施策の体系

基本理念の実現に向けて、基本目標ごとの基本施策を以下のとおり位置付けます。



第4章 基本施策の展開

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」として位置付けるものです。

このため、個別の事業については、分野ごとに策定する個別計画の中で、具体的に記載するとともに、本計画では、基本目標の達成に向けた基本施策について、現状と課題、取組の方向性を示すこととします。

1 「基本目標1」の達成に向けた基本施策

(1) きめ細かい相談・支援体制の強化

現状・課題

《現状》

- 市内 11 の地域包括支援センターで高齢者や障害のある人、生活困窮やひきこもりの状態にある人の相談に対応しています。
- 生活困窮の状態にある人の自立に向け、就労体験の場の提供、就労準備講習会の開催、無料職業紹介所の開設など、個々の状況に応じた段階的な就労支援の場、社会参加の場を提供しています。
- 福祉総合窓口を設置し、各種相談・申請手続きに対応しています。また、情報の取得が困難な人へのコミュニケーション支援として手話通訳士を配置するなど、市民に寄り添った丁寧な対応を行っています。
- 「子ども食堂」や「学習支援」など、子どもに対する民間や地域住民による支援活動の輪が拡大を見せています。
- 学校現場において、気になる子がいれば速やかに教育委員会に報告し、必要に応じて教育委員会からすこやかに暮らし包括支援センターにつなぐなど連携して対応しています。
- 広報上越、市ホームページ、FM 放送等の媒体やすこやかサロン、出前講座など様々な場面を活用し、民生委員・児童委員、主任児童委員の活動や地域包括支援センターなどの相談窓口を周知し、市民が必要な時は迷わず相談できるよう市民意識の啓発に取り組んでいます。

《課題》

- 急速な少子高齢化や核家族化の進展からライフスタイル等が変化し、地域における人と人のつながりが希薄になり、頼れる人が身近にいません。
- このような中、経済的に困っている上に、福祉サービスの利用につながらないなどの複合的な課題を抱える世帯や、各種制度の狭間にいる人に関する事案が顕在化してきています。
- 潜在する生活困窮にある人に対し、自立や生活改善に向けた包括的な相談支援や適切なサービスの提供が行われるよう、相談窓口につなぐ取り組みが必要です。
- 子どもの生活や将来が生まれ育った環境に左右されないことがないよう、関係機関や地域が一体となってヤングケアラーや貧困、不登校などの対策に取り組んでいく必要があります。

【取組の方向性・概要】

① 相談体制の強化

- 複合的な課題を抱える世帯を支援するため、引き続き、相談窓口を設置するとともに、訪問による相談対応を実施します。
- 地域住民や関係機関と連携しながら、地域での見守り等を含めた重層的な支援体制の整備に取り組みます。

② 生活困窮者支援の充実

- 生活困窮にある人からの相談を受け、個々の状況に応じて包括的かつ継続的な相談支援等を行います。
- 生活福祉資金の貸付など各種サービスにつなげるほか、家計改善や就労に向けた各種支援に取り組み、早期の自立を支援します。

③ 子どものセーフティネットの強化

- 問題を抱える子どもを早期に発見し、適切な支援につなぐためのセーフティネットの強化に取り組みます。

④ 市民への相談窓口の活用の啓発

- 悩みを一人で抱え込まず、ご近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、地域包括支援センター、行政などに気軽に支援を求めることができるよう、市民意識の啓発を図ります。
- 支援を求める際、適切な相談窓口を選択できるよう、相談窓口の周知を図ります。
- どの相談窓口に相談しても、適切な支援につながるよう、関係機関同士の連携を進めます。

(2) 地域における見守り活動の充実

現状・課題

《現状》

- 地域の見守り等について、関係者が集まる会議等を開催し、地域の実情にあった見守り支援につなげています。
- 町内会や老人クラブによる積極的な声かけ訪問、郵便局や新聞配達事業者などの見守り事業所の協力による見守り活動など一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の日常的な見守り活動を行っています。
- 地域で登下校時の児童・生徒の見守りを行っています。
- 保育園やこどもセンターなどで子ども等の様子から、気になるところが見受けられた場合は、積極的に声掛けをしたり、乳幼児健診の機会を利用した相談会を開催するなど、子育てをしている人の困りごとや不安の解消に取り組んでいます。

《課題》

- 地域との関わりを持たない世帯の見守り方を検討していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮した訪問や街頭指導方法を検討していく必要があります。
- 障害のある人や子育てをしている人が、一人で悩みを抱え込まず、必要な支援につながるよう、引き続き、関係機関が連携し対応していく必要があります。

【取組の方向性・概要】

① 子どもや高齢者を対象にした見守り活動の継続

- 民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年健全育成委員、町内会、老人クラブ、地域見守り協力事業所など関係機関と連携し、地域の実情に応じた子どもや高齢者への日常的な見守り活動を継続していきます。
- 地域の関係者が集まる会議等の中で、地域との関わりを持たない世帯の見守り方などについても検討し、個々の状況や地域の実情にあった見守り支援につなげていきます。

② 障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動の推進

- 民生委員・児童委員、主任児童委員、町内会などと連携し、障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動を推進します。
- 保育園や子育てひろば、乳幼児健診などにおいて、気になる親子への積極的な声掛けを行い、必要な支援につなげていきます。
- 支援の必要な人が早期に相談につながるよう、広報上越や市ホームページのほか、保育園、相談支援事業所など子育て中の保護者や障害のある人と関わる機会の多い関係機関と連携し、相談窓口の周知を継続していきます。

(3) 健康づくりの推進に向けた自発的な取組の促進

現状・課題

《現状》

- 健康診査によって、自らの体の状態を定期的に確認し、ライフステージごとの課題に基づいた生活習慣病の発症と重症化を予防する取組を継続してきたことにより、後期高齢者医療の入院医療費の伸びの鈍化、重度の要介護認定者の減少など、「上越市健康増進計画」の策定時に整理した健康課題について改善の兆しが見え始めてきています。
- 当市における近年の自殺死亡者は年間 30～50 人で推移しており、人口 10 万人当たりの自殺死亡者数は、国・県よりも高い状況にあります。

《課題》

- 子どもの肥満が増加傾向にあるほか、特定健診におけるメタボリックシンドローム及び予備軍や脂質異常等の有所見率が増加しています。
- 疾病等を早期に発見し、治療につなぐため特定健診受診率の向上を図っていく必要があります。
- 有所見率の減少に向けて、一人一人の健診結果や生活背景等に合った個別保健指導を継続していく必要があります。
- 自殺者は増加傾向にあり、実態や対策について市民や関係機関と情報を共有し、対応していく必要があります。

【取組の方向性・概要】

① 生涯を通じた切れ目のない生活習慣病予防・介護予防の推進

- 生涯を通じた切れ目のない生活習慣病・介護予防を推進するため、乳幼児期・学齢期から子どもの肥満予防に取り組み、成人期・高齢期では健康意識への働きかけや介護予防による身体機能の改善を目指します。
- 保育園・幼稚園、小中学校、企業、介護事業所や地域包括支援センターなどと連携し、自ら健康管理ができる市民の増加を目指します。

② 地域と連携した自殺予防対策の推進

- 自殺予防対策連携会議において、関係機関と役割分担や課題等の共有を行い、連携して自殺予防対策の取組を着実に進めます。
- 地域や関係機関と協力して「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制づくりを進め、自殺予防に対する市民意識の向上を図ります。
- ライフステージ別の課題に応じた効果的な対策を推進します。

(4) 生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進

現状・課題

《現状》

- こどもセンター及び子育てひろばを設置し、子どもの遊びの場や保護者同士の交流、ネットワークづくりの場を提供するとともに、子育て相談や各種講座を実施するなど、保護者の子育ての不安感や孤立感の緩和と安心して子育てができる環境づくりを推進しています。
- 老人クラブ連合会など関係機関と連携しながら、趣味講座や作品展、スポーツ大会などを開催し、高齢者の生きがい・居場所づくりを推進しています。
- 市内 28 地域自治区に生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の閉じこもり予防や地域住民との交流、生きがいづくりを目的としたすこやかサロンを実施しています。また、社会福祉協議会では、様々な世代等が参加する多世代交流サロンを開催しています。
- 障害のある人の余暇活動や社会参加のため、外出支援、移動支援を行っています。
- 障害者合同就職面接会の開催や障害者雇用啓発チラシの配布のほか、障害者多数雇用事業者への優遇措置の実施、在宅で生活している障害のある人を対象に、就労準備及び職場定着等の支援を行っています。
- 地域活動支援センターの運営に係る費用の補助を通して活動を支援し、障害のある人の日中活動（サークル活動、創作活動、グループ活動など）の場を確保し、居場所や利用者同士の交流につながるなど、障害のある人の自立と社会参加を促進しました。

《課題》

- すこやかサロン新規参加者や男性の参加者が少ないため、増加に向けた取組が必要です。
- 広報上越や福祉相談窓口、相談支援専門員等を通じ、各種制度を周知して積極的な利用につなげ、高齢者や障害のある人の社会参加を促進し、孤立を防いでいく必要があります。
- 新たな就労先の拡大や柔軟な雇用形態の拡大など、障害のある人の就労の幅を広げる取組に継続して取り組んでいく必要があります。
- 地域活動支援センターを多くの方から利用いただけるよう、病院等も含めた関係機関と協力し、周知徹底を図っていく必要があります。

【取組の方向性・概要】

①地域における居場所づくりの推進

- こどもセンターを始めとする子どもの遊びの場や、保護者同士の子育てに関する情報交換の場を提供します。
- 障害のある人の日中活動（サークル活動、創作活動、グループ活動など）の場として、地域活動支援センターを設置し、障害のある人同士の交流、社会参加の促進を図ります。
- 病院ケースワーカーや相談支援専門員などを通じて地域活動支援センターを周知し、障害のある人の積極的な利用につなげます。

② 高齢者の介護予防や生きがい・居場所づくりの推進

- 高齢者の有する豊かな知識や経験、技能などが地域づくりにいかされ、活力ある地域の推進役を担う高齢者の活動と活躍の場を創出します。
- 高齢者が生活習慣病などにより、介護が必要な状態に移行することを予防するため、保健師等の訪問による個別指導を始め、介護予防に必要な知識の普及に努めています。

③ 外出機会の確保

- 引き続き、外出支援、移動支援など各種事業を実施し、高齢者や障害のある人の余暇活動や社会参加の促進を図り、住み慣れた地域で生きがいを持って生活できる環境整備を整えていきます。

④ 障害のある人の雇用促進・就労支援

- 障害のある人が本人の特性や能力等に応じた就労機会を確保できるよう、福祉事業所や障害者就業・生活支援センター、ハローワークなど関係機関と連携し、受入先企業の開拓や就労後の職場定着などの取組を積極的に進め、障害のある人の自立や社会参加の促進を支援していきます。

(5) 権利擁護の推進

現状・課題

《現状》

- すこやかなくらし包括支援センター、地域包括支援センターにおいて、障害のある人や高齢者に関する権利擁護の相談対応を行っています。
- 弁護士会、司法書士会、社会福祉士など関係機関と意見交換を行う成年後見制度利用促進連絡連携会議を開催し、地域の利用実態や課題を把握するとともに、情報の共有を図っています。
- 成年後見制度の利用に当たり、申立て費用や後見人等への報酬の支払い等が困難な方への経費助成、身寄りのない人等への申立て支援（市長申立て）を行っています。
- 社会福祉協議会において、成年後見制度の利用には至らないが、金銭管理等の支援が必要な人に対し「日常生活自立支援事業」を実施しています。
- 子どもが一人の人間として家庭や社会の中で尊重され、安心して生きる権利や自信を持って生きる権利など、「子どもの権利」について知識の普及と意識の啓発を図っています。
- 軽微なものでも相談、通告するという地域における児童虐待への意識の高まりや相談支援体制の強化もあり、これまで埋もれていた虐待の顕在化に伴い虐待やいじめの認知件数は増加傾向にあります。
- 児童相談所や学校などの関係機関と連携し、いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待及び配偶者による暴力の発生予防と早期発見に努めるとともに、いじめや虐待を覚知した場合は、早期に対応しています。

《課題》

- 高齢化に伴い、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加し、成年後見制度の利用者の増加が見込まれます。必要な人が制度の利用につながるよう、更なる周知が必要です。
- 地域で子どもの権利講座を行うなどの取組を行い、誰もが子どもの権利を大切にする意識づくりを推進していますが、大人の認知度は低い状況にあります。

【取組の方向性・概要】

① 成年後見制度の利用促進

- 広報上越やホームページ、地域包括支援センターを始めとする福祉事業所などを通じて成年後見制度を周知し、利用促進を図ります。
- 引き続き、成年後見制度利用促進連絡連携会議を開催するほか、成年後見制度の利用促進に関する中核機関を設置し、地域のネットワークの強化を図ります。

② 子どもの権利の尊重と保障に関する施策の推進

- 子ども自身が権利を学ぶ取組と大人の認知度をあげる取組を継続します。
- 人権擁護団体等と協力し、地域において子どもの権利講座を行い、子ども、保護者、地域住民及び子どもとの関わりを持つ組織・団体に対し子どもの権利に関する理解と知識を深めます。

③ いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等の発生予防と早期発見、早期対応

- 引き続き、相談支援を行う関係機関等と連携し、いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待及び配偶者暴力の発生予防と早期発見に努めるとともに、いじめや虐待を覚知した場合は、早期に対応します。

(6) 再犯防止の推進

現状・課題

《現状》

- 安全・安心な暮らしを実現するためには、犯罪や非行のない地域社会を築いていくことが不可欠です。我が国の刑法犯の認知件数は、減少傾向にあります。我が国に占める再犯者の割合は上昇し続け、約半数に達しています。
- 本市においても、保護観察対象者の生活状況を把握した上で、立ち直りに必要な指導や家族関係、就学・就職支援に当たるほか、刑務所・少年院等から社会復帰を果たした際、スムーズに社会生活を営めるよう帰住先の環境の調整や相談を行う存在として保護司が数多く活動しています。さらに、過ちに陥った人たちの立ち直りを支援する民間ボランティア団体として、女性団体の更生保護女性会、青年団体としてBBS会、保護観察中の人を積極的に雇用する協力雇用主会が活動しています。

《課題》

- 再犯者の割合が上昇しているのは、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰が困難な状況にあるためであり、犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、こうした人たちが再び社会を構成する一員となることを支援していくことが求められています。
- 犯罪や非行をした人の中には、社会生活がうまくいかず生活困窮に陥り再犯に至る人もおり、対策が求められています。
- 犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会を目指し、市民への周知・啓発とともに、支援体制の構築が必要です。
- 更生保護団体の活動を市民に広く周知し、更生しようとしている人を地域全体で支援する意識の醸成を図る必要があります。
- 退職年齢の引上げなど社会構造の変化に伴い、保護司の確保が年々困難になっています。

- 本計画における「施策(6) 再犯防止の推進」は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置付けられます。

【取組の方向性・概要】

① 更生保護関係団体等との連携及び活動の支援

- 更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会などの活動を支援します。また、保護司の安定的な確保に向け、保護司会と連携していきます。
- 刑事・司法関係機関と医療・福祉関係機関との緊密な連携により、必要な福祉支援へ結び付けることで安定した生活を実現し、再犯の防止へとつなげます。

② 更生保護に関する取組の広報・啓発活動の推進

- 更生保護に携わる団体、町内会、民生委員・児童委員、青少年の育成に携わる団体、警察、教育委員会等と連携し、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を目指し、「社会を明るくする運動（※1）」に取り組みます。
- 福祉事業所関係者等を対象とした地域生活定着支援センター（※2）の取組みについて知るための研修会への参加を促し、釈放後の行き場のない人等についての理解を深めていきます。

※1 社会を明るくする運動

- ・7月を強調月間として、全ての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動

※2 地域生活定着支援センター

- ・矯正施設に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの、釈放後の行き場のない人等の支援を行っている組織（県内1か所）

2 「基本目標 2」の達成に向けた基本施策

(1) 個性や多様性を認め合う市民意識の向上

現状・課題

《現状》

- 市民への啓発と支援のため、広報での人権都市宣言の啓発を始め、人権啓発用のリーフレットや町内回覧などでの啓発のほか、市民セミナーや企業向け研修を実施しています。
- 人権侵害に係る相談に的確に対応するため、相談に対応する職員の資質や能力の向上に取り組んでいます。
- 市内小中学校では、人権教育、同和教育の一層の授業改善、学級における気になる子どもに寄り添った指導の一層の工夫などを着実に進めています。人権教育、同和教育を中核にした道徳教育の充実を図り、人権尊重の理念について理解を深め、自他の人権を守る行動力の育成を目指す人権教育を推進しています。
- 市内小中学校では、些細な子ども同士のトラブルも見逃さないという共通した取組を進めたことで問題が顕在化し、いじめの認知件数は、近年増加する傾向にあります。問題が確認された際は小中学校、家庭や地域など関係機関が連携し、問題解決に取り組んでいます。
- インターネット上での書き込みによる人権侵害などのネットトラブルを防ぐため、小中学校、大学、関係機関と連携し、情報モラル教育を推進しています。
- 労働者を中心とした外国人世帯が増加しています。

《課題》

- 新型コロナウイルス感染症に関し、当市においても人権侵害が発生しました。新たな人権課題の一つとして捉えるなど、様々な人権課題に対する市民意識の向上に向けた教育及び啓発の取組が必要です。
- 合理的配慮についての理解を深めるため、行政や民間企業等において事例検討等を通じた学び（体制づくり）が必要です。
- 国籍や民族の違いを問わず、互いの文化・宗教・生活習慣などを認め合う多文化共生社会の形成に向けて、寛容な心や人権感覚を育み偏見や誤解をなくすための教育の機会や啓発活動の充実を図ることが必要です。

【取組の方向性・概要】

① 地域の一員として認め合う市民意識の向上

- 「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画」に基づき、出身、障害の有無、性別、年齢、国籍などに関わらず、市民一人ひとりの基本的人権が真に尊重され、お互いを地域の一員として認め合うことができるよう、相談体制の充実や差別を解消するための教育及び啓発などの取組を継続していきます。

② 人権意識の確立に向けた啓発・教育の推進

- メディアの多様化やインターネットの普及により増加している人権侵害や、性的少数者に対する偏見や差別の解消に向け、人権擁護委員や民生委員・児童委員などと連携しながら、啓発活動を推進します。

(2) 地域福祉活動の促進

現状・課題

《現状》

- 地域住民の身近な相談相手であり、要援護者を始めとする支援が必要な人と関係機関とのつなぎ役を担う民生委員・児童委員、主任児童委員に対し、活動を行うための支援や必要な知識・技術の習得、資質向上のための研修等の協力を行っています。
- 地域包括支援センターによる地域ケア推進会議や地域支え合い事業を実施する住民組織等による協議体会議、社会福祉協議会による地域懇談会等の場で、地域における様々な課題についての協議を行っています。
- 65歳以上で自立した生活を送っている元気な高齢者から地域で取り組んでいる「すこやかサロン」などの担い手として参加していただくなど、地域における出番を創出しています。
- 上越市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」に基づき、複数の地区で「地区地域福祉活動計画」が作成され、実践が行われています。
- 個人の価値観や生活スタイルの多様化、少子高齢化の進行、定年年齢の引上げ等に伴い、市民活動を行う人が固定化し、新たな担い手やボランティアが減少する傾向がみられます。このような状況の中、社会福祉協議会では、ボランティア養成講座の開催や地域におけるボランティア活動の報告会、ボランティア表彰への推薦などを行い、改善に取り組んでいます。

《課題》

- 少子化・高齢化の進展や定年年齢の引上げなどの理由から、民生委員・児童委員、主任児童委員の欠員が生じている地域があり、関係町内会と連携しながら、早期に解消を図る必要があります。
- 個人のライフスタイル・価値観の多様化など相談内容が複雑化してきており、様々な相談を聞く民生委員が一人で悩みを抱え込まないよう支援していく体制を整えていく必要があります。
- 「地区地域福祉活動計画」が全地区で作成され、計画に基づいて自助、互助の取組が実践されるよう、今後も継続して働きかけを行っていく必要があります。

【取組の方向性・概要】

① 民生委員・児童委員、主任児童委員への活動の支援や委員の充足等

- 欠員地区の解消に向け、民生委員・児童委員の推薦者である町内会長と積極的に連携していきます。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員が抱える課題や悩み事について、関係課や関係機関なども含め、支援に当たる体制を整えます。

② 地域福祉活動における出番の創出

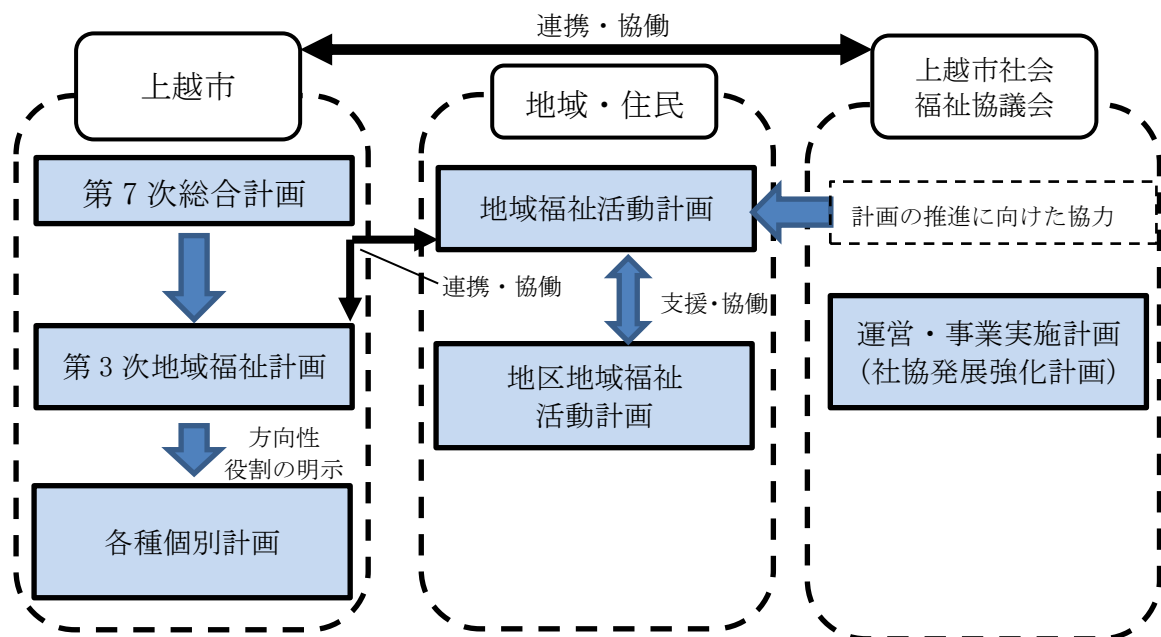
- 元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える体制づくりを進めます。
- 上越市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」に基づき、全地区で「地区地域福祉活動計画」の作成が進むよう、社会福祉協議会を支援します。

③ ボランティア・NPO等の活動支援

- 市民活動やボランティアに関する情報の収集・発信・コーディネートなどを通して、参加する人の裾野を広げるとともに、様々な市民活動の促進を図ります。

【地区地域福祉活動計画について】

- 上越市社会福祉協議会では、「地域福祉活動計画」を基に、地域自治区を基本的な範囲として「地区地域福祉活動計画」の策定を進めています。
- 地区地域福祉活動計画は、地域の課題や状況を踏まえ、各地域が課題などの解決に向け、独自の取組みを考え、計画的に実践していくための計画です。



(3) 地域における支え合い体制の充実・上越市版地域包括ケアシステムの深化

現状・課題

《現状》

- 人口減少や少子高齢化の進行などにより、地域の活動を企画、実行する人材や団体等の担い手が減少する中、地域の防災や福祉、生活環境などにおいて様々な課題が顕在化しています。
- 地域や町内会のつながりが希薄化し、コミュニティの維持が困難になってきています。
- 市内に住所を有する育児の援助を受けたい18歳以下の子どもがいる人(依頼会員)と、育児を援助したい人(提供会員)が助け合う組織である「ファミリーサポートセンター」の運営を通じて、育児に関する相互援助活動を支援しています。
- 地域包括支援センターによる地域ケア推進会議や地域支え合い事業を実施する住民組織等による協議体会議、社会福祉協議会による地域懇談会などの場で、地域における様々な課題についての協議を行っています。(再掲)
- 市内11の地域包括支援センターで高齢者、障害のある人、生活困窮やひきこもりの状態にある人の相談に対応しています。(再掲)

《課題》

- 地域を担う人材が不足しています。
- 地域や町内会のつながりが希薄化しています。
- 地域では、地域ケア推進会議や協議体会議、地域懇談会など、複数の会議が開催されており、メンバーや会議テーマに一部重なる部分があるほか、会議間の連携が十分にできていない現状にあります。
- 経済的に困っている上に、福祉サービスの利用につながらないなどの複合的な課題を抱える世帯や、各種制度の狭間にいる人に関する事案が顕在化してきています。(再掲)

【取組の方向性・概要】

① 地域における支え合い体制の充実

- 地域包括支援センターによる地域ケア推進会議や地域支え合い事業を実施する住民組織等による協議体会議、社会福祉協議会による地域懇談会など、会議のメンバーやテーマが重なる部分を整理し、会議間の連携を強化することで、より実効性のある会議とします。

② 上越市版地域包括ケアシステムの深化

- 子どもや障害のある人、高齢者など、全ての人を対象とした上越市版地域包括ケアシステムの深化に向け、誰もが安心して暮らせるよう、みんなで支え合う地域づくりを進めます。
- 複合的な課題を抱える世帯を支援するため、引き続き、相談窓口を設置するとともに、訪問による相談対応を実施します。
- 地域住民や関係機関と連携しながら、地域での見守り等を含めた重層的な支援体制の整備に取り組みます。

【地域における支え合い体制の充実 主な会議の概要】

地域ケア会議

- 参加者
介護支援専門員、民生委員、保健・医療・福祉の専門職、町内会長
ボランティア、行政 など
- 設置目的
・個別課題の解決・ネットワーク構築・地域課題の発見
・地域づくり・政策形成
- 具体的取組
・要支援者等の自立を促すための支援方法についての検討 など

協議体会議

- 参加者
市、地域包括、社会福祉協議会
生活支援コーディネーター
NPO 地縁団体 など
- 設置目的
・地域ニーズ、地域資源の把握
・情報交換、働きかけの場
・企画・立案・方針策定の場 など
- 具体的取組
・地域ニーズに基づく新たなサービスの創設
(送迎支援サービス、見守り活動支援など)

地域懇談会

- 参加者
地域住民、町内会役員、民生委員、
地域活動団体 など
- 設置目的
・地域課題や問題の把握
・福祉制度や事業・サービスの周知
・社会福祉協議会事業への意見聴取など
- 具体的取組
・社会福祉協議会実施事業の周知
・住民との意見交換

3 「基本目標 3」の達成に向けた基本施策

(1) 個人に寄り添った福祉サービスの提供

現状・課題

《現状》

- 「上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」に基づき、障害のある人一人ひとりの個性を尊重したサービスを提供しています。
- 相談支援専門員を対象とした研修会を実施し、支援の質の向上に取り組んでいます。
- 「上越市第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画」に基づき、医療・介護・福祉などの多様な職種の連携を軸とした包括的な支援サービスを提供しています。
- 母子ともに健康で安心した生活を送ることができるよう、「上越市健康増進計画」に基づき、妊婦健診や乳幼児健診、予防接種などを通じて母子保健の充実に取り組んでいます。
- 「上越市子ども・子育て支援総合計画」に基づき、子ども医療費の助成や保育料の軽減など子育てに対する経済的な支援を行っています。
- すこやかなくらし包括支援センターにおいて、子育てに不安や負担感を抱える保護者の相談に対応しています。
- こどもセンター及び子育てひろばを設置し、子どもの遊びの場や保護者同士の交流、ネットワークづくりの場を提供するとともに、子育て相談や各種講座を実施するなど、保護者の子育ての不安感や孤立感の緩和と安心して子育てができる環境づくりを推進しています。(再掲)

《課題》

- 重度の障害のある人について、障害が重いことを理由にサービスの利用ができない場合があります。
- 福祉に関わる人材が不足しています。
- 高齢化が進む中で、要介護認定者数のピークアウト後を見据えた介護保険サービス基盤の整備が必要です。
- 乳幼児健診において、生活リズムの重要性について保健指導を行っていますが、SNS等の影響で生活リズムに乱れが生じている家庭も多く、継続した支援が必要です。

【取組の方向性・概要】

① 個性を尊重した障害福祉サービスの提供

- 障害のある人が障害の程度にかかわらず、希望するサービスが利用できる体制を整えていきます。
- サービスの質の向上に向け、障害福祉施設職員等を対象とした研修会等を実施していきます。
- 福祉人材の確保に向けた取組を進めます。

② 高齢者福祉サービスの提供

- 要介護認定者数を考慮しながら、必要なサービス提供体制が維持できるよう計画的に進めていきます。
- 介護予防に資するケアプランの作成を推進するとともに、サービス提供の基盤となる介護人材の確保に取り組みます。

③ 母子保健事業の充実

- 妊娠期からの規則正しい生活習慣の確立に向け、健康教育や個別保健指導での支援を継続していきます。

④ 子育て世帯への支援

- こどもセンターを始めとする子どもの遊びの場や、保護者同士の子育てに関する情報交換の場の提供など、個人が地域とのつながりを築くことができる機会を提供するとともに、子育てに不安や負担感を抱える保護者が、必要な支援を受けられるよう、引き続き関係機関と連携した取組を進めます。
- 子育て世帯が仕事をしながら、安心して子育てができるよう、多様化するニーズに対応した保育サービスの提供を継続していきます。

(2) 情報提供体制の充実と情報入手に係る支援

現状・課題

《現状》

- 手話言語や障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の利用を促進するため、令和3年4月1日に「手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定しました。
- 広報上越や市のホームページ、市公式 LINE への情報掲載、各種ガイドブックの配布や福祉施設や子育て施設職員による情報提供などのほか、講演会などの機会を捉え、各種福祉サービスの情報提供を行っています。
- 障害などにより情報の取得が困難な人が、必要な情報を確実に入手するとともに、円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣や、テレビ会議システムによる手話通訳を活用した申請手続、音声化した広報上越の貸出しや録音図書の貸出などの支援を行うことで、社会生活の安定と福祉の増進を図っています。
- 外国人市民に対応できるよう、市役所にオンラインや電話での通訳サービスを導入したほか、各窓口に翻訳機を配置しています。
- 障害者差別解消法に関する職員研修会を開催するなど、庁内各課で合理的配慮が実践されるよう周知啓発を行っています。

《課題》

- コミュニケーションに困難を抱える人は、個々の特性に合わせ、多様な方法でコミュニケーションを行ったり、情報を入手していますが、こうした実態に対する市民の理解は十分とは言えない状況があります。
- 市役所のどの窓口においても合理的配慮が行われるよう、対応職員のスキル向上が必要です。

【取組の方向性・概要】

① 福祉サービスに関する情報提供体制の充実

- 心身の状況や家庭環境が変化することで、必要とする情報が代わることから、状況にあったサービス情報がいつでも入手できるよう、各種媒体を活用した情報提供を進めます。
- 各種媒体に掲載する情報について、随時更新し、常に最新の情報を入手できる体制を整えていきます。

② コミュニケーションに困難を抱え情報の取得等が難しい人への情報入手支援

- 自分と異なる特性を持つ相手を理解し、配慮することの重要性について、市民啓発を行います。

③ 職員対応要領に基づく適切な対応

- 職員対応要領に基づいた適切な対応ができるよう徹底します。

(3) 安心して暮らせる環境の整備

現状・課題

《現状》

- 高齢者や障害のある人、事業者等で構成する「人にやさしいまちづくり推進会議」を設置し、人にやさしいまちづくりの推進に関する基本的事項及び重要事項の調査審議や意見を聞くなど、市民意見を施策に反映させています。
- 住み慣れた住居ですこやかに暮らしていくために、高齢者や障害のある人を対象に住宅リフォーム助成を行っています。
- 障害のある人を介護する人が、冠婚葬祭や病気等の理由で介護できなくなった時に、緊急に利用する施設として、「緊急短期入所」の受入体制を整えています。
- 災害時、自力での避難が困難な避難行動要支援者について、町内会を中心に個別避難計画を作成しています。
- 避難行動要支援者のうち、通常の避難所では避難が難しい方が避難するための場所として、市内 39 法人と「災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定」を締結し、98 施設を指定福祉避難所として指定しています。
- 社会福祉法人等と連携し、避難訓練の実施や受入体制の整備を行っています。
- 上越国民健康保険診療所を含む 8 つの診療所を運営するとともに、上越休日・夜間診療所を開設し、軽症患者に対する初期救急医療を提供しています。
- 上越休日歯科・障がい者歯科診療センターの運営を支援し、休日における救急歯科診療及び障がいのある人の歯科診療体制を確保しています。
- 上越地域医療センター病院が回復期・慢性期機能の中核としての役割を果たしています。

《課題》

- 特別支援学校の卒業後や障害のある人の「親亡きあと」の住まいとなるグループホームのほか、重度の障害のある人に対応した福祉サービスを提供する事業所等を計画的に整備していく必要があります。
- 個別避難計画を定期的に見直し、災害時に備えておく必要があります。
- 不足する医師や看護職員の確保に向けて、県や医療機関と連携し、継続して取り組んでいく必要があります。
- 建物・設備の老朽化が進む上越地域医療センター病院の改築に向けて、収支改善を進め、安定的な病院運営の見通しを立てる必要があります。

【取組の方向性・概要】

① 地域における生活基盤づくり

- 誰もが安全・安心で快適に暮らせるよう、市民や事業者等とあらゆる障壁のないまちづくりを進めます。

② 災害時における避難行動要支援者の支援体制の強化

- 自主防災組織での個別避難計画に基づく避難訓練を推進します。
- 個別避難計画作成率 100%に向けた取組を進めます。
- いつ発生するかわからない災害に対応できるよう、社会福祉法人等と連携し、避難訓練の実施や受入体制の整備を継続して進めます。

③ 地域医療体制の充実

- 上越地域医療センター病院の建物・設備の老朽化と将来の医療需要に対応するため、上越地域医療構想調整会議における議論を踏まえた収支シミュレーションを行うほか、収支改善を進め、改築後の安定的な病院運営の見通しを立てた上で改築に取り組みます。
- 中山間地域における医療を確保するため、上越地域医療センター病院と市立診療所とのネットワーク化を図ります。
- 地域の医療提供体制を維持するため、県や医療機関との連携による医師確保に取り組むとともに、看護職員を目指して市内で学ぶ学生の確保や、市内の医療機関による看護職員確保を支援します。

第5章 計画の推進に当たって

1 計画の進捗管理

本計画では、社会福祉協議会と協力して地域福祉を推進していくことを計画内に明記している。計画の進捗管理についても、上越市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と協働で行う。

2 進捗管理体制

市と社会福祉協議会が定期的に事業の進捗等について情報交換等を行うほか、第3次地域福祉計画及び第2次地域福祉活動計画、それぞれの策定委員長などが参加し、意見交換を行う場の設置を検討する。

3 次期計画の策定体制について

市と社会福祉協議会がそれぞれ策定している第3次地域福祉計画及び第2次地域福祉活動計画について、次期計画の策定時には協働で策定することを検討する。

第6章 上越市版地域包括ケアシステムについて

1 上越市版地域包括ケアシステムの概要

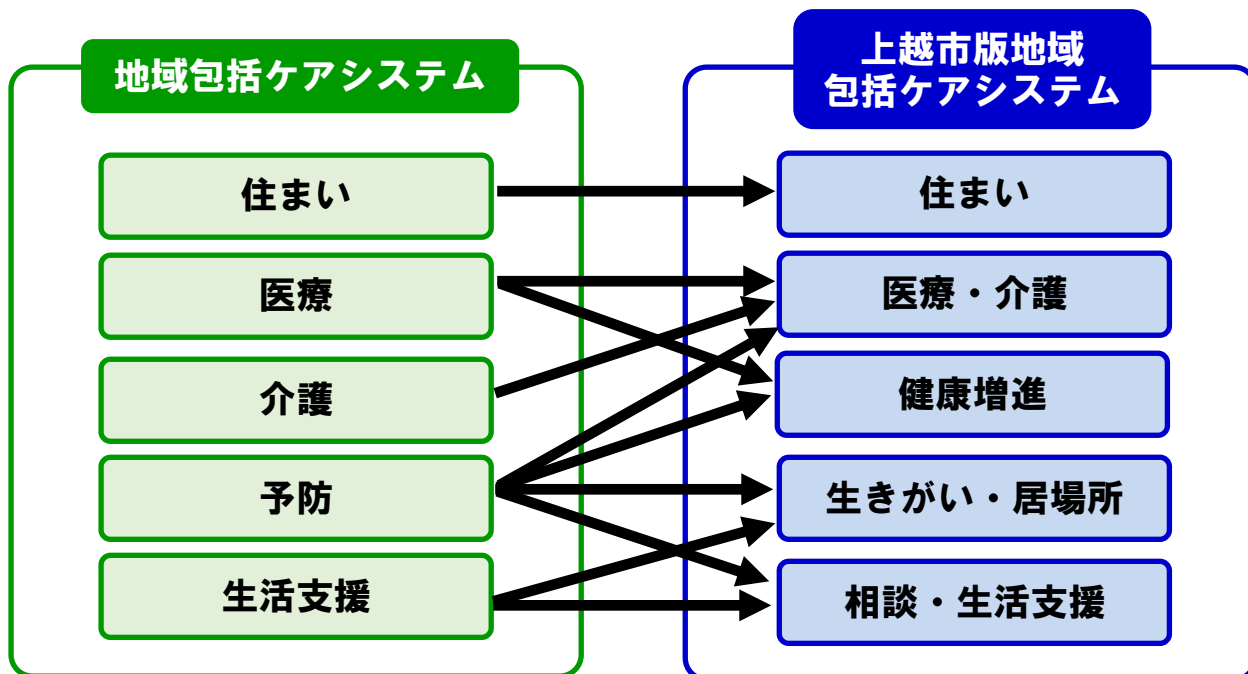
市は、高齢者を対象に自助、共助、公助に加え、地域住民の皆さんの自助、互助による地域支え合い体制による支援など、地域包括ケアシステムの構築を図ってきました。また、令和2年4月からは、市内11の地域包括支援センターにおいて、障害のある人、生活困窮やひきこもりの状態にある人などの相談にも対応できる体制を整えました。今後は、地域包括支援センター等の相談機関と地域の関係機関等が連携し、地域での見守り等を含めた重層的な支援体制の整備を進め、本計画に位置付けた様々な取組と連動させながら、自助・互助・共助・公助のそれぞれが機能する「上越市版地域包括ケアシステム」の深化に取り組んでいきます。

2 上越市版地域包括ケアシステムにおける5つの構成要素

厚生労働省は、地域包括ケアシステムにおける「5つの構成要素」として、「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」を挙げています。

当市における取組の状況も踏まえ、上越市版地域包括ケアシステムの構成要素を、国の「5つの構成要素」を基本とした上で、「住まい」、「医療・介護」、「健康増進」、「生きがい・居場所」、「相談・生活支援」の5つに整理し、取り組みを進めています。

【5つの構成要素の相関図】



3 目指すべき状態

上越市版地域包括ケアシステムにおける5つの構成要素ごとに、目指すべき状態を明示します。具体的なイメージは次のページのとおりです。

上越市版地域包括ケアシステム（イメージ）

相談・生活支援

- ・複雑・多様化する相談にワンストップで対応する機関が地域にある。
- ・相談から支援への橋渡しが着実に行われ、関係機関等が協力し合いながら、重層的に支援する体制がシステム化されている。
- ・個人の状況に応じて適切に対応できる各種福祉サービスが整っている。

【関連する主な基本施策】

- ・1-(1)きめ細かい相談・支援体制の強化
- ・3-(1)個人に寄り添った福祉サービスの提供
- ・3-(2)情報提供体制の充実と情報入手に係る支援



子どもや障害のある人、高齢者など誰もが住み慣れた地域ですこやかに暮らすために、地域に想いをもちながら、自分のできることから始めてみましょう

【関連する主な基本施策】

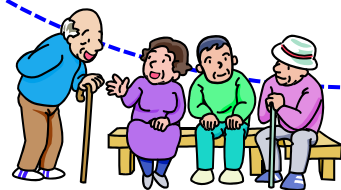
- ・1-(5)権利擁護の推進
- ・1-(6)再犯防止の推進
- ・2-(1)個性や多様性を認め合う市民意識の向上

生きがい・居場所

- ・子どもや障害のある人、高齢者など誰もが地域で気軽に集える場所があり、気軽に交流できる環境が整っている。
- ・地域で支援が必要な人の状況を理解し、見守る体制が構築されている。
- ・地域において、隣近所の住民同士が困った時にSOSを出し合い、相互に支援し合う関係が構築されている。

【関連する主な基本施策】

- ・1-(2)地域における見守り活動の充実
- ・1-(4)生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進
- ・2-(2)地域福祉活動の促進
- ・2-(3)地域における支え合い体制の充実・上越市版地域包括ケアシステムの深化



住まい

- ・自らのライフスタイルや生活状況に合わせて希望する施設や住まいで生活している。

【関連する主な基本施策】

- ・3-(3)安心して暮らせる環境の整備



健康増進

- ・自分で健康を維持・増進していくために、健診を受け、健診結果に合わせた良好な生活習慣が実践されている。
- ・健診結果を活用した保健指導や生活習慣病の重症化リスクのある人に対し、継続的な訪問等の支援が行われている。

【関連する主な基本施策】

- ・1-(3)健康づくりの推進に向けた自発的な取組の促進



医療・介護

- ・市内の病院や診療所等との地域医療連携体制が充実し、市民ニーズに応じた質の高い医療が提供されている。
- ・個人の状況に応じて適切な介護保険サービスが提供されている。また、サービス提供事業所において、障害福祉サービスと介護保険サービスの両方が提供されている。

【関連する主な基本施策】

- ・3-(1)個人に寄り添った福祉サービスの提供
- ・3-(3)安心して暮らせる環境の整備



「関連する主な基本施策」においては、基本目標及び基本施策の項目に係る番号を冒頭に付しています。
例：基本目標1の(1)きめ細かい相談・支援体制の強化
⇒1-(1)と表記

「地域包括ケアシステム」（厚生労働省）
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/)
を加工して当市で作成

(参考) 市が実施している支援等 (例) (令和4年12月現在)

安心してすこやかに自分らしく暮らすために

【相談・生活支援】

- ・ 地域包括支援センターでの相談対応(高齢者、障害のある人、生活困窮、ひきこもりなど)
- ・ すこやかな子どもの育ちのための親支援(親子コミュニケーション支援)の実施
- ・ 延長・一時保育の実施
- ・ 障害のある人が日常生活を快適に過ごすための日常生活用具や補装具の給付
- ・ 高齢者を対象にした紙おむつ助成事業、寝具丸洗い・乾燥サービス事業、訪問理・美容サービス事業等の実施
- ・ 障害のある人や一定の要件を満たした高齢者を対象にしたタクシー利用券等の交付
- ・ 生活保護ケースワーカーや就労支援員による自立・就労支援の実施



【健康増進】

- ・ 乳幼児健診における健康教育の充実
- ・ 健診結果や生活背景等に合った個別指導の実施
- ・ 未治療者・治療中断者への受診勧奨等の保健指導の実施
- ・ 健康づくりポイント事業の実施
- ・ こころの健康に関する知識の啓発



【生きがい・居場所】

- ・ こどもセンター、子育てひろば、こどもの家、児童館の運営
- ・ 障害のある人の日中の居場所等である地域活動支援センターへの運営支援
- ・ 老人趣味の家趣味講座の運営
- ・ すこやかサロン、介護予防教室、認知症カフェ、介護者家族の集いなどの地域支え合い事業の実施



【医療・介護】

- ・ 病児・病後児保育室の運営
- ・ 重症心身障害のある人等が緊急時に利用する「重症心身障害者緊急短期入所」の確保
- ・ 介護保険計画に基づく施設の整備及びサービスの確保
- ・ 上越地域医療センター病院の運営
- ・ 市立診療所の運営
- ・ 上越休日・夜間診療所、上越休日歯科・障がい者歯科診療センターの運営



【住まい】

- ・ 公営住宅の提供
- ・ 障害のある人を対象にしたグループホームの整備



(巻末資料)

1 上越市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、上越市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、上越市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) その他地域福祉計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) 福祉団体・福祉事業関係者
- (4) 医療関係者
- (5) その他諸団体の関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の人出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

2 上越市地域福祉計画策定委員名簿

(委員区分・五十音順、敬称略)

	区分	氏名	所属	備考
1	学識経験者	青 木 茂	新潟医療福祉大学 社会福祉学部 教授	委員長
2		佐 藤 将 朗	上越教育大学 臨床・健康教育学系 准教授	副委員長
3	公募による市民	金 子 光 洋	市民	
4		牧 井 弥 生	市民	
5	福祉団体・福祉 事業関係者	井 部 佐恵子	上越市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	
6		滝 澤 愛 子	地域包括支援センター府中会 主任	
7		吉 崎 讓	上越市社会福祉協議会 地域福祉課長	
8		渡 邊 長 芳	上越地区保護司会 副会長	
9	医療関係者	佐 藤 正 孝	上越歯科医師会	
10		羽 尾 和 久	上越医師会 理事	
11	その他諸団体の 関係者	北 峰 恵 祐	上越人権擁護委員協議会	
12		古 澤 悦 雄	上越市町内会長連絡協議会 理事	
13	教育関係者	竹 田 正 子	小中学校校長会 板倉小学校長	
14	関係行政機関の 職員	木 宮 真	上越地域振興局 健康福祉環境部 副部長	
15		田 中 勝	上越公共職業安定所 統括職業指導官	

3 上越市地域福祉計画策定委員会における検討経緯

年 月 日	内 容
令和4年6月29日	<p>○第1回上越市地域福祉計画策定委員会</p> <p>【議事】</p> <p>(1) 委員会の運営等について</p> <p>(2) 地域福祉計画の基本的な考え方について</p> <p>(3) 意見交換</p>
令和4年8月3日	<p>○第2回上越市地域福祉計画策定委員会</p> <p>【議事】</p> <p>(1) 第2次地域福祉計画の評価・検証</p> <p>(2) 第3次地域福祉計画の体系（案）</p> <p>(3) 意見交換</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面による会議に変更して実施</p>
令和4年11月11日	<p>○第3回上越市地域福祉計画策定委員会</p> <p>【議事】</p> <p>(1) 地域福祉計画体系（修正後）について</p> <p>(2) 第3次地域福祉計画素案について</p> <p>(3) 意見交換</p>
令和4年12月15日	<p>○第4回上越市地域福祉計画策定委員会</p> <p>【議事】</p> <p>(1) 第3次地域福祉計画案について</p> <p>(2) 意見交換</p>
令和5年1月11日 ～2月9日	<p>パブリックコメント</p>
令和5年3月	<p>○第5回上越市地域福祉計画策定委員会</p> <p>【議事】</p> <p>(1) 第3次地域福祉計画最終案について</p> <p>(2) 意見交換</p>

上越市第3次地域福祉計画

令和5年3月

上越市福祉部福祉課

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

TEL 025-526-5111 (代表)

E-Mail fukusi@city.joetsu.lg.jp